

京都大学	博士 (人間・環境学)	氏名	安藤加菜子
論文題目	在宅育児手当の研究—自治体による在宅育児への経済支援—		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>人は生涯のさまざまな局面で他者からのケアを必要とするが、ケアにもっぱら従事する人は、それを職業としておこなう場合を除くと、経済的に不利な状況に陥りやすい。そのため、ケアを提供する政策だけでなく、ケアをおこなう人を経済的に支援する政策も重要である。しかし、日本ではこれまで、ケアをおこなう人を支える政策は、ケアを提供する政策にくらべて重視されてこなかった。たとえば、保育所の増設がはかられる一方で、育児をおこなう親への支援については、キャリアとの両立が重視され、育児に専念する者については軽視されてきた。また介護保険制度の創設の際には、家族として介護する人への支援が、検討はなされたものの実現しなかった。ところが近年、日本のいくつかの地方自治体で、保育所等を利用せずに育児をおこなう者に対する現金給付、すなわち在宅育児手当が導入されるようになってきた。特に日本においては、このようなケアする人への経済的支援策については研究が少なく、特に在宅育児手当についてはごくわずかな研究しか存在しない。本論文は、日本の地方自治体が導入してきた在宅育児手当に注目し、その実態を明らかにしたうえで、その意義や導入の経緯などについて論ずることを目的とするものである。</p> <p>本論文の構成は以下のとおりである。</p> <p>まず序章で研究背景が述べられる。とりわけ乳幼児にとって他者からのケアは命に関わる重要なものである一方で、ケアに従事する親は、就労の機会から遠ざかり、経済的に不利になりやすい。それゆえ、ケアする者に対する支援が重要であることは以前から指摘されてきたが、実際にはじゅうぶんに支援されているとは言い難い状況にある。日本ではこれまで、乳児をケアする親のうち、経済的支援の対象となるのは、雇用保険などに加入し育児休業給付などを受給できる人に限られてきた。これに対して、本論文の目的は、在宅育児手当が、こうした従来の政策の限定性を緩和しうるか否かを検討するとともに、どのような背景・条件のもとでこのような政策が導入されてきたかを論じるものであるとする。</p> <p>第1章では在宅育児手当の導入実績がある北欧諸国、特にフィンランド、スウェーデン、ノルウェーにおける在宅育児手当に関する先行研究が整理・紹介される。これらの研究では、特に、① 在宅育児手当の目的・意義および効果、② 在宅育児手当を受給する者の特徴・属性、③ 在宅育児手当導入の政策過程、の3つの論点をめぐって議論がなされてきたという。本論文は、これらの先行研究の知見および論点を踏まえつつ、その一方で、北欧と日本では社会状況などが大きく異なるため、日本の現状を踏まえた独自の研究が必要であることが指摘される。</p> <p>第2章と第3章は、日本で導入されている在宅育児手当の意義について検討をおこなっている。第2章では、在宅育児手当を導入した鳥取県内の6つの町の事例から、当該地域に居住する母親にとっての在宅育児手当の意義が論じられる。調査の結果、鳥取県内で在宅育児手当を導入した地域は、相対的に、母親の就労率が高く、保育所の利用率も高いことが明らかとなった。また現状では待機児童もほとんど発生していない。その一方で、当該地域では、育児休業給付を受給する母親の割合は、就労している母親の割合よりも低い。すなわち、パートなど、育児休業給付を受給できない状況にある母親が少なくないことが推察される。こうしたことから、在宅育児手当には、働き方が多様化</p>			

するなかで、乳児を自分で育てたい母親を、働き方を問わず支援するという意義が見いだされると指摘している。

在宅育児手当を導入している自治体は第2章で取り扱った6町だけではない。そこで第3章では、在宅育児手当を導入した自治体すべてを対象として分析をおこなっている。現在、日本において在宅育児手当を導入しているのは、都道府県を含め約50の地方自治体である。これらの自治体について、人口が多く、在宅育児手当がまったく導入されていない政令指定都市と比較することによって、その特徴を分析したところ、母親の就労率、保育所の利用率およびその充実度が高いことが明らかとなった。また、相対的に、家事をおこなう男性が多い地域であることも明らかとなった。以上のことから、在宅育児手当は、就労を阻害することなく、育児休業給付などを受給できない母親に対する経済的支援として機能しうることが間接的に示された。

第4章と第5章は、在宅育児手当が実際に導入された政策過程に注目するものである。これまで述べてきた在宅育児手当の意義は、保育所の利用率や母親の就業率などをもとに把握されたものであり、実際に政策実務を担う行政職員がその意義をどのように認識していたかは明らかでない。そこで第4章では、自治体職員へのインタビューなどを通じて、実際に在宅育児手当を導入した自治体でその意義がどのように認識されていたのかを調査し、考察をおこなっている。調査の結果、在宅育児手当の導入に際しては、保育士不足や待機児童発生リスクへの対応、および保育所を利用する人との不公平の問題が重視されていたことが明らかとなった。ただし行政文書などで示される公式の政策目的は、一般的な子育て支援政策と同様に、子育てに対する経済的支援や家族への支援、子どもの成長といったものであった。このことは、在宅育児手当の導入にあたって、保育士不足や不公平に関わる問題を正面から掲げることは関係者の合意を得ることが難しく、さまざまな関係者に対して配慮がおこなわれていることを示唆している。

そこで第5章では、政策デザインに関する議論を参照し、在宅育児手当を導入するにあたって、重要な関係者および地域住民全体からどのように合意を獲得したのか（またすべきか）を複数の事例をもとに検討をおこなっている。検討の結果、導入にあたっては、自治体の規模が小さく、民間保育事業者の数が少ない、などの条件が重要であること、また、重要な関係者に対しては適切な説得がなされる必要があることが明らかとなった。また社会一般からの合意を調達するには、倫理的に許容されることが重要であり、そのためには、ジェンダー平等の観点および虐待防止の観点から、問題の発生を未然に防ぐ配慮をおこなう必要が示された。

終章では、以上の議論を総括したうえで、本論文の学術的意義および社会的意義について確認がなされた。

なお、終章のあとに付された補論は、日本の子育て支援政策がどのような人々を政策対象者として想定してきたのかを、審議会の議事録の分析をもとに、検討したものである。

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、日本で現在導入されている在宅育児手当の全体像を明らかにしたうえで、その意義、および導入の経緯や条件について論じたものである。日本ではまだ、在宅育児手当を導入している自治体の数は全体からすれば少なく、研究もごくわずかしかない。

本論文の第一の意義は、こうした状況のもと、日本における在宅育児手当の実態を詳細に明らかにした点である。実のところ、そもそも現在日本で、いくつかの自治体がか在宅育児手当を導入しているかということすら、まとまったデータも資料も存在しない。本論文では、インターネット等を用いて丹念に調査をおこない、導入自治体の数、導入時期、手当の金額、手当の受給条件、導入自治体の規模等について、データを収集し、信頼できるデータベースを作成した。このようなデータベースはこれまでまったく存在しなかったものであり、高く評価される。

本論文の第二の意義は、以上のデータベースおよびいくつかの自治体での詳細なインタビュー調査をもとに、これらの自治体の特性について分析をおこなうことで、重要な知見を得ることができた点である。具体的には、現在在宅育児手当を導入している自治体の多くは小規模であり、過疎化が進行しつつある一方で、女性の就業率は高く、保育所も充実していることが明らかとなった。家庭で家族の介護をおこなう者に対する介護手当については類似の研究があるものの、在宅育児手当については同様の研究はまったく存在せず、学術的意義が大きいといえる。

第三の意義は、現在日本で実際に導入されている在宅育児手当の意義を、実態に即して的確に評価している点である。そもそも、特に大企業などで正社員として働きながら仕事を続ける母親には育児休業制度などの経済的支援の仕組みが存在する。それに対して、非正規で、あるいは育児休業制度のない職場で働き、出産とともに仕事をやめ、子どもが手を離れたらまた非正規で働くようなタイプの母親に対しては、育児休業制度のような支援制度は存在しない。在宅育児手当は、こうした母親に対する経済的支援として機能しうるものであり、ケアに専念する者を支える政策として評価しうる可能性がある。しかしながら、北欧における在宅育児手当についての研究では、在宅育児手当が性別役割分業を強化し、女性の就労を阻害する可能性が指摘されている。これに対して本論文は、少なくとも現在日本で導入されている在宅育児手当についていえば、そのような懸念はあたらず、むしろ多様な働き方を前提にしつつ、在宅育児をおこなう人を経済的に支援する仕組みとして機能していることを明らかにした。政策が実際に導入されている地域の状況をていねいに調査することによりこのような評価をおこなうことが可能となっており、オリジナリティの高い研究として評価できる。

本論文の第四の意義は、個々の自治体における在宅育児手当の導入過程を、詳細なインタビュー調査を通じて明らかにした点である。海外での研究も含めて、在宅育児手当の政策実務にあたった行政職員が、実際にどのようなことを考え、また苦労したのかについては、ほとんど研究がない。本論文は、実際に政策実務に携わった行政職員がどのような工夫をおこない、在宅育児手当を導入したのかを明らかにしている。このような研究は、政策デザインに関する研究としても評価されるものであり、とりわけ在宅育児手当を導入した自治体と同様の課題を抱える他の自治体にとって、実務上有意義なものとなっている。

最後に、ケアをおこなう人々を支援する具体的な政策に関する研究が少ないなか、在宅育児手当に着目し、その実態や意義を丹念に検討した点でも、高く評価される。そもそもケアは私的なものとして位置づけられやすく、公共政策が扱う領域と考えら

れないことが多かった。ところが、ケアをめぐるさまざまな社会問題が生じ、注目されるなかで、ようやく少しずつケアに関わる政策が充実してきたのである。しかしながら、現在のところ、ケアを提供する政策は充実してきた一方で、ケアをおこなう人を支援する政策は少なく、そのうえ、そのような政策に関する研究も少ない状況にある。こうした状況のもと、在宅育児手当という、育児をおこなう者への経済的支援の政策を取り上げ、詳細に研究したことは、ケアに関する研究としても高く評価されるものである。

ただし、本論文にはいくつかの課題も残っている。

第一に、在宅育児手当を導入している自治体が現在すでに50程度あり、また年々少しずつ増加しているため、すべての事例について詳細な調査ができたわけではない、ということである。今後、より多くの事例についても調査をおこなうことにより、異なった知見が得られる可能性は否定できない。今後の課題として残されているというべきだろう。第二に、在宅育児手当が性別役割分業を強化する可能性をどのように評価するかについて、議論を深める余地を残している。現在のところ深刻な問題を引き起こしていないとしても、制度設計のあり方によっては、問題が生じる可能性もある。今後は、在宅育児手当を含めた子育て支援政策全体のあり方を、ケアとジェンダーの観点からさらに深めることが期待される。

こうした課題が指摘できるとはいえ、本論文が、日本における在宅育児手当の実施状況や意義および課題を明確に提示し、政策デザインの観点から実際の行政実務にとっても有用な議論をおこなったことは、高く評価されるものである。以上より、本論文は、新たな社会システムの構築を目指す共生社会環境論講座の理念にふさわしい内容を備えたものであると認める。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和3年3月16日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 令和 年 月 日以降